

アジア経済法令ニュース 増刊 No.16-127

労働力の外国への派遣又は外国からの労働力若しくは専門家の受入れに関する

2001年4月12日付モンゴル国法律[仮訳]

弁護士法人 瓜生・糸賀法律事務所

2016年12月19日(月)

労働力の外国への派遣又は外国からの労働力若しくは専門家の受入れに関する 2001年4月12日付モンゴル国法律[仮訳]

2016年最終改正

目次

- 第1章 総則
- 第2章 労働力の外国への派遣又は外国からの労働力若しくは専門家の受入れに係る活動の規制
- 第3章 その他の規定

第1章 総則

第1条 法律の目的

- 1 この法律の目的は、モンゴル国の国民を外国において、又は外国の国民をモンゴル国において労働に従事させ（以下「労働力の外国への派遣又は外国からの労働力若しくは専門家の受入れ」という。）、それらの者の権益の保護と関連する関係を調整することに存する。

第2条 労働力の外国への派遣又は外国からの労働力若しくは専門家の受入れに関する法令

- 1 労働力の外国への派遣又は外国からの労働力若しくは専門家の受入れに関する法令は、モンゴル国憲法、労働に関する法律、外国の国民の法的地位に関する法律、社会保険に関する法律、自由地区に関する法律及びこの法律並びにこれらの法律に適合させて発布した法令のその他のアクトによりこれを構成する。
- 2 モンゴル国の国際条約にこの法律の定めと別段の定めのある場合には、国際条約の定めを遵守する。

第3条 外国において労働に従事させることの禁止

- 1 次の場合には、外国において労働に従事させることは、これを禁止する。
 - (1) 外国の国民、無国籍者又は18才未満の者である場合
 - (2) 化学的毒性があり、爆発性若しくは放射性の、生物学的活性物質と相互に作用し、又はあへん若しくは麻薬に係る物質を生産し、若しくは販売する等の国際的範囲において禁止された業務への場合

第2章 労働力の外国への派遣又は外国からの労働力若しくは専門家の受入れに係る活動の規制

第4条 労働に係る事項を所管する国家行政中央機関の権限

- 1 労働力の外国への派遣又は外国からの労働力若しくは専門家の受入れについ

ては、労働に係る事項を所管する国家行政中央機関は、次の権限を行使する。

- (1) 人の労働への従事及び投資パターン政策と結合させた労働力の外国への派遣又は外国からの労働力若しくは専門家の受入れに係る事項について、政策又は方針を確定し、実施を保障させる権限
- (2) 経済単位若しくは組織又は個人の下での労働力の外国への派遣又は外国からの労働力若しくは専門家の受入れ及び労働への従事について仲介役務を取り扱う特別認可又はモンゴル国において外国の国民が労働に従事する認可を授与し、若しくは拒絶し、又はその期間を延長し、若しくは失効させる権限
- (3) 外国において労働契約により従業する者又は外国からのモンゴル国において労働契約により従業する者の社会的保護について、契約所定の義務の履行に対し監督を行い、それらを実施する過程において生じた違反を除去する措置を講ずる権限
- (4) 経済活動の分野又は組織の従業者の総数及び外国投資の規模により、従業者の総数において外国から受け入れる労働力又は専門家の占める割合を年度ごとに定め、政府をして承認させる権限
- (5) 労働力の国外への派遣又は外国からの労働力若しくは専門家の受入れに係る事項について、国家行政中央機関、政府の部局及び非国家組織の活動を調整し、外国の関連する国家行政機関又は非国家組織と協定を締結する権限

第5条 労働力の国外への派遣に関する契約に表示すべき一般的条件

1 経済単位若しくは組織又は個人(以下「組織」という。)は、国の労働力の知識、専門技能及び専門能力を高め、労働に従事させる目的のために外国の経済単位又は組織においてモンゴル国の国民を労働契約により従業させ、生産に係る経験を行わせ、専門技能を掌握させる契約を締結することができる。

当該契約は、当該分野における国際的な法的準則、2国間で締結した条約及び当該国の法令に適合しなければならない。

- 2 労働力を外国に派遣する契約には、外国において従業する者の労働期間及び社会的保護に係る事項と関連する契約条件を労働力を受け入れる国の法令所定の準則を下回らないように表示する。
- 3 労働力の外国への派遣に関する契約には、次の条件を明確に表示する。
 - (1) 労働契約により従業する国、都市及び組織の名称
 - (2) 業務及び専門技能の目標、履行する業務、職位並びに労働力の人数
 - (3) 契約期間及び契約が終了し、又はそれを解除する条件
 - (4) 従業者の最低労働賃金額
 - (5) 労働安全活動、衛生、労働条件並びに労働時間及び休憩時間の規則
 - (6) 住宅及び社会的又は生活上の保護に係る事項
 - (7) 契約の履行と関連して生じた紛争又は労働紛争を解決する方法及び形式
 - (8) 社会保険及び健康保険、手当、補助金その他の優遇措置
 - (9) 交通費及び交通条件
 - (10) 賃金その他の適法な所得を当該国から為替送金する可能性

第6条 労働力の外国への派遣

1 労働力を外国へ派遣する活動は、労働に係る事項を所管する国家行政中央機関が授与したモンゴル国の国民を外国において労働に従事することにつき仲介する特別認可(以下「仲介認可」という。)を有する経済単位若しくは組織又は個人がこれを取り扱う。

2 仲介認可は、労働に係る事項を所管する政府の成員がこれを授与する。仲介

認可証は、区別される特別標識及び国家統一番号のある公的証憑を有し、かつ、労働に係る事項を所管する政府の成員により証明されたものとする。証書には、当該組織及び労働力を受け入れる国の名称、仲介認可を授与した決定の番号並びに証書の有効期間を定める。

- 3 組織は、労働力の外国への派遣について外国の組織と契約を締結した後に、モンゴル国の国民を外国において労働に従事することにつき仲介する認可を求める申請を労働に係る事項を所管する国家行政中央機関に対し提出し、かつ、申請に次の文書を添付する。
 - (1) 労働力の外国への派遣について外国の組織と締結した契約
 - (2) 経済単位の家計登記証の写し（文書を受領する権限を有する者は、写しを原本と照合し、写しが真正である旨の記録を無償で作成する。）及び郵便により送付するならば、公証人により証明させた写し
 - (3) 当該組織がモンゴル国の関連する法令により課される要求を満たし、正常に活動する可能性を有するか否かに関する説明の正式確認書
 - (4) 仲介活動を展開する目的及び方針並びに外国において従業者に対し引き受ける義務及び責任がそれらの者に課すべき要求を表示した当該組織の正式文書
 - (5) 外国において従業者を選抜する手続、仲介組織がそれらの者と締結する契約の草案及び仲介手数料の範囲を定めた決定
 - (6) 組織の財務能力に関する取引銀行の確認書
 - (7) 必要であると認める場合には、当該国に常駐する大使館、外交代表部その他関連する機関の確認書
- 4 労働力の外国への派遣について作成した契約に基づき仲介認可を3年までの期間で授与し、かつ、組織の申請、活動報告及び結果に基づき仲介認可を延長することができる。仲介認可の期間を延長する決定は、労働に係る事項を所管する政府の成員がこれを発行する。
- 5 仲介認可に名称が定められた以外の国へ労働力を派遣する場合には、当該国の経済単位又は組織と締結した契約及び組織の申請に基づき、労働に係る事項を所管する政府の成員は、仲介認可に追加を導入する旨の決定を発出する。
- 6 労働力の外国への派遣について締結した契約がモンゴル国の法令に違反し、第5条第3項又はこの条第3項所定の要求を満たしていない場合には、仲介認可を授与し、若しくは延長し、又はそれに追加を導入することを拒絶する旨の回答を当該組織の申請及び関連する文書を受領した日後15業務日以内に書面により通知する。
- 7 組織は、労働契約により外国へ労働力を派遣するごとに労働に係る事項を所管する国家行政中央機関の決定の発給を受ける。
- 8 労働に係る事項を所管する国家行政中央機関は、外国において従業するために赴く国民の氏名リスト、契約及び関連する資料の写し1通を当該国に常駐するモンゴル国の大使館、領事館又は代表部に送付する。
- 9 外国への労働力の派遣について仲介認可を取得した組織が国民を欺罔し、それらの者の労働の安全、衛生若しくは社会的若しくは健康の保障が失われる状態に到達させ、仲介認可に定められていない国へ随意に労働力を派遣し、又は仲介活動を上回る利益を取得する目的のために根拠のない価格を定める等により国民の権益を損なう重大な違反を発生させた場合には、労働に係る事項を所管する政府の成員は、当該組織の仲介認可を失効させる旨の決定を発出する。

10 モンゴル国の国民が外国において契約により従業しているのにおいて生産事故、重大な中毒又は専門業務に起因した疾病によって生命を失い、又は後遺障害が生じた状況の下においては、仲介認可を取得した組織は、関連する損害を完済し、かつ、家族が要請を提出した場合には、生命を失った国民の遺体をモンゴル国へ送還する費用につき責任を負う。

11 仲介組織は、労働力を派遣するのにおいて労働契約により従業する当該国の社会保険及び健康保険に加入させることについて契約に表示したものと同様のものを国民が自ら要請した場合には、モンゴル国の社会保険に関する法律に従い、保険に加入させ、社会保険組織と契約を締結する。保険への控除額又は保険料を支払う所得の範囲は、最低労働賃金額を下回らない。

12 仲介認可を授与するのにおいて取得する手数料は、モンゴル国印紙税法に従い、これを調整する。

第7条 外国からの労働力又は専門家の受入れに関する契約に表示する一般的条件

1 経済単位若しくは組織又は個人（以下「組織」という。）は、科学研究、教育若しくは生産に係る先進的技術若しくは技術を導入し、新規な生産若しくはサービスを展開し、設備を据え付け、若しくはメンテナンスし、又は設計を行う目的のため、専門技能に係る高い能力を要求する業務又は専門業務について外国から労働力又は専門家を受け入れることに関する契約を外国の法人と締結することができる。

2 外国から労働力又は専門家を受け入れることに関する契約には、次の一般的条件を表示する。

(1) 外国の国民が従業する組織及び履行する業務上の義務

(2) 外国の国民が従業する専門業務の目標、業務職位の名称及び労働に従事する外国の国民の人数

(3) 外国の国民の健康に課すべき要求

(4) 専門技能及び教育水準を証明する文書を相互に承認する条件

(5) 契約期間及び契約が終了し、又はそれを解除する条件

(6) 賃金額

(7) 労働安全活動、衛生、労働条件並びに労働時間及び休憩時間の規則

(8) 住宅及び生活上の保護に係る事項

(9) 社会保険に係る事項

(10) 契約の履行と関連して生じた紛争又は労働紛争を解決する方法及び形式

3 国家的範囲の大型計画若しくはプログラムを実行し、建築物若しくは施設を建設し、又は自然災害若しくは破壊的危険を除去するのにおいて、必要な労働力を国内から調達する可能性のない状況の下では、政府の決定に基づいて外国から労働力を受け入れることができる。

4 外国の国民が自然災害、火災又は洪水に遭遇して生命を失った状況の下では、政府がモンゴル国の国民と同様の援助又は支援を供与する。

5 生産事故、重大な中毒又は専門業務に起因した疾病によって生命を失い、又は後遺障害が生じた状況の下においては、外国の国民を就業させていた組織は、契約にこれについて定めた義務の全部を履行する。

第8条 外国からの労働力又は専門家の受入れ

1 組織は、外国からの労働力又は専門家の受入れの前に、労働に係る事項を所管する国家行政中央機関又はそれが権限を授与した機関（以下「権限を有する機関」という。）の認可を事前に取得する。

2 組織は、前項所定の認可を取得するのにおいて、次の文書を具備する。

- (1) 外国の労働力又は専門家を必ず従業させるべき必要、履行する業務又は役務の範囲、期間、生産の特徴、職位並びに外国の国民の専門技能、経験及び能力について詳細に確認した旨の文書
 - (2) 法人の国家登記証及び外国投資を伴う経済単位の証明書の写し（文書を受理する権限を有する者は、写しを原本と照合し、写しが真正である旨の記録を無償で作成する。）並びに郵便により送付するならば、公証人により証明させた写し
 - (3) 外国の法人と労働力又は専門家の受入れについて締結した契約
 - (4) 外国の国民の外国のパスポートの写し
 - (5) 外国の国民の専門技能の証明書及びディプロマの写し
 - (6) 労働に従事させる分野の省庁又は部局の確認書
 - (7) （失効）
 - (8) 当該組織において外国の労働力又は専門家を就業させる必要又は需要に関する地方の労働所管部門の公式意見
- 3 権限を有する機関は、関連する文書を受理し、審査に基づいて、政府が定めた割合及び範囲内においてモンゴル国において労働に従事する認可を授与する。
 - 4 労働に従事する認可は、1年までの期間を有し、かつ、認可期間は、組織の申請、履行した業務又は役務の結果及び以後に従業させることとなった理由を検討し、審査に基づいて前二項所定の要求に従いこれを延長する。
 - 5 労働に従事する認可に従い外国の国民をモンゴル国へ送った組織は、外国の国民又は無国籍者に係る事項を所管する国家行政機関において登記を受ける。
 - 6 労働に従事する認可を有する外国の国民が組織と締結した労働契約を解除した場合には、従業した組織の確認書及び契約を解除することとなった理由に基づいて、権限を有する機関がしかるべき手続に従い認可の授与に係る事項を決定する。
 - 7 モンゴル国において労働に従事する認可を有する外国の国民が関連する組織と締結した労働契約の義務を履行せず、又は契約に違反し、他の組織若しくは地方において認可を有しないで移転して従業した場合には、当該認可は、組織の確認書に基づいて関連する権限を有する機関がこれを失効させ、外国の国民又は無国籍者に係る事項を所管する国家行政機関に対しこの旨を通知する。
 - 8 外国の国民に授与する労働に従事する認可の期間は、関連する組織に対し第2項第(1)号所定の公式文書により申請を提出した日からこれを起算する。
 - 9 外国の国民に労働に従事する認可を授与する役務の手続及び手数料の範囲は、労働及び財政に係る事項を所管する政府の成員が共同でこれを定める。

第9条 職位に係る納付金及びその規模

- 1 経済単位若しくは組織又は個人は、外国の国民に業務職位を保障し、収入のある業務又は役務に従事させるため、業務職位に係る納付金を次項所定の規模により納付する。
- 2 業務職位に係る納付金の規模は、1か月につき外国の国民ごとにモンゴル国の政府の定めた最低労働賃金額に2倍を乗じたものに相当する。
- 3 鉱物の利用に係る特別認可証の保有者は、鉱物に関する法律第43条第1項の割合を上回る規模により外国の国民を受け入れて従業させる場合には、当該法律第43条第2項所定の規模の納付金を月ごとに納付する。
- 4 法律に別段の定めのある場合を除き、業務職位に係る納付金は、これを労働所管部門を支援する目的のファンドに納付させ、業務職位を生じさせ、失業を低下させる措置に用いる。
- 5 外国の外交代表部若しくは領事館又は国際機関の駐在代表部が従業させる外

国の国民並びに教育、科学研究若しくはイノベーションの分野又はベンチャー会社において契約により従業する外国の専門家又は従業者が政府との間の契約に定めている場合における当該契約により従業する外国の専門家又は従業者及び自由地区において活動に従事している経済単位において従業している外国の専門家又は従業者には、この条所定の納付金は、これを適用しない。

- 6 業務職位に係る納付金を取得し、軽減を供与し、又は免除する規則は、政府がこれを承認する。

第3章 その他の規定

第10条 組織又は外国に駐在する外交代表部の義務

- 1 組織は、労働力の外国への派遣又は外国からの労働力若しくは専門家の受入れに関する契約の履行及び外国において労働に従事させる国民又は外国から受け入れて従業させる労働力若しくは専門家に関する報告又は情報を承認された様式に従い、四半期ごとに発行する。解除され、又は延長した契約に関する情報は、これをその都度発行し、労働に係る事項を所管する国家行政中央機関又はその権限を授与した機関に対し正式に送付する。
- 2 組織は、外国において労働に従事するモンゴル国民又は外国から受け入れて従業させる労働力若しくは専門家を労働契約が終了すれば直ちに母国へ送還する措置を講ずる義務を有する。
- 3 関係する国に常駐する大使館、領事館又は代表部は、労働契約により従業し、又は生産に係る研修を行っているモンゴル国民又はモンゴル国において労働に従事する外国の国民について次の義務を引き受ける。
 - (1) モンゴル国の国民を外国において労働に従事させることに関して締結した契約の履行について監督を行う義務
 - (2) 契約により労働に従事しているモンゴル国の国民について登記又は情報を処理し、四半期ごとに労働に係る事項を所管する国家行政中央機関に送付する義務
 - (3) 業務職位条件、賃金及び社会的保護環境のある場所を事前に調査研究し、必要のある場合には、当該事項について当該国の権限を有する機関に照会し、自国の国民に対し支援・援助を供与する義務
 - (4) モンゴル国に入国するビザを授与するのにおいて外国の労働力又は専門家を受け入れる契約及び労働に従事する認可を有するか否かについて検査を行い、これについて助言を与える義務

第11条 法令の執行に対し実行する監督

- 1 この法律の執行において、労働に係る事項を所管する国家行政中央機関又はその権限を授与した機関並びにアイマグ、首都及びドゥーレグの政府の首長の事務局及び関連する法律監督機関は、監督を実行する。

第12条 法令違反者に対し引き受けさせるべき責任

- 1 労働力の外国への派遣又は外国からの労働力若しくは専門家の受入れに関する法令に違反したことが刑事責任を引き受けさせない場合には、故意又は過失のある者に対しては、次の行政処罰を労働国家監察官又は裁判官が科する。
 - (1) 第6条第1項又は第8条第1項の定め違反して認可なくして労働力若しくは専門家を外国から受け入れて従業させ、又は労働力を外国に派遣した場合には、もたらした損害を賠償させ、故意又は過失のある役職員には3万ないし6万トゥグルグの、組織には15万ないし25万トゥグルグの罰金を科する。
 - (2) 第9条第1項所定の納付金を納付しなかった場合には、納付金を補足して納

付させ、組織には、15万ないし25万トゥグルグの罰金を科する。

(3) 第10条第1項の定めに違反し、報告又は情報を多回にわたり期間内に発行せず、又は送付しなかった役職員には5000ないし2万5000トゥグルグの、組織は5万ないし10万トゥグルグの罰金を科する。

(4) 第10条第2項所定の国民を母国に送還することを故意に回避し、又はそれらの者に認可なくして労働に従事する可能性を授与した役職員には5万ないし10万トゥグルグの、組織には50万ないし100万トゥグルグの罰金をそれぞれ科する。

第12条 法令違反者に対し引き受けさせるべき責任（2016年9月1日施行）

1 第10条第1項の定めに違反して報告又は情報を期間内に送付しなかった場合には、国家公務に関する法律所定の責任を引き受けさせる。

2 この法律に違反した個人又は法人に対しては、刑法又は行政的違法行為に関する法律所定の責任を引き受けさせる。

第13条 法律の発効

1 この法律は、2001年6月1日からこれを施行する。

(モンゴル法令研究会翻訳。会長：萩野敦司 副会長：吉川景司 事務局長：大牟田啓)